

発議第2号

千葉市議会会議規則の一部改正について

千葉市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

令和7年2月26日提出

提出者 議会運営委員会
委員長 中島 賢治

千葉県議会規則第 号

千葉県議会会議規則の一部を改正する規則

千葉県議会会議規則（昭和42年千葉県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>[新設]</p> <p>第9節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件がすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間及び号鈴)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。</p> <p>[新設]</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては5人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第9節 公聴会及び参考人（第74条の2～第74条の8）</p> <p>第10節 [略]</p> <p>第2章～第8章 [略]</p> <p>附則 [略]</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第6条 会議に付された事件が全て 議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間及び号鈴)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中ではない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(議案の提出)</p> <p>第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに記名し、その他のものについては5人以上の賛成者とともに記名して、議長に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会が議案を提出しようとするときは、そ</p>

の案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は 再び提出することができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては5人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき 及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、提出者から請求しなければならない。

2 前項の請求があったときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 委員会が提出した議案につき第1項の請求をするときは、委員会の承認を得なければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむをえないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論

の案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が記名し、その他のものについては5人以上の賛成者とともに記名して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決順序)

第17条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき、及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論

を用いないで会議に**はかつて**、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が**終らなかつた**ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を**終つた**ときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が**終らない**場合でも、議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に**はかつて**延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条**(選挙の宣告)**の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第28条 議員は、**議席番号に従い**、順次、**投票箱に投入する**。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が**終つた**と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 [略]

2 [略]

3 投票の効力は、立会人の意見を**聞いて**議長が決定する。

[新設]

を用いないで会議に**諮って**、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が**終わらなかつた**ときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を**終わつた**ときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が**終わらない**場合でも、議長が必要と認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に**諮って**延会することができる。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 投票による選挙を行うときは、議長は、第24条 の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票)

第28条 議員は、**議長の指示に従って**、順次、**投票する**。

(投票の終了)

第29条 議長は、投票が**終わつた**と認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第30条 [略]

2 [略]

3 投票の効力は、立会人の意見を**聴いて**議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に**はかつて**決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第129条**(請願の委員会付託)**に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を**まって**議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、**ついで**少数意見者が少数意見の報告をする。

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に**はかつて**省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が**終わった**とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が**終わった**ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 [略]

2 前項の期限までに審査を**終らなかつた**ときは、その事件は、第37条**(付託事件を議題とする時期)**の規定にかかわらず、**会議**

(一括議題)

第34条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員5人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に**諮って**決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第36条 会議に付する事件は、第129条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2・3 [略]

(付託事件を議題とする時期)

第37条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を**待って**議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第38条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、**次いで**少数意見者が少数意見の報告をする。

2 [略]

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に**諮って**省略することができる。

4 [略]

(修正案の説明)

第39条 委員長の報告及び少数意見者の報告が**終わった**とき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第41条 議長は、前条の質疑が**終わった**ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第43条 [略]

2 前項の期限までに審査**又は調査を終わらなかつた**ときは、その事件は、第37条の規定にかかわらず、**議会**

において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 [略]

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、
、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第49条 発言は、**すべて**議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 [略]

(発言の通告及び順序)

第50条 [略]

2・3 [略]

- 4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に**あたって**も発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が**すべて**発言を**終った**後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が**終った**後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が**終る**までは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、**すべて**簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

- 3 議員は、質疑に**当って**は、自己の意見を述べることができない。

において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第44条 [略]

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、**議会の承認を得て**、中間報告をすることができる。

(発言の許可等)

第49条 発言は、**全て** 議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 [略]

(発言の通告及び順序)

第50条 [略]

2・3 [略]

- 4 発言の通告をした者が欠席したとき又は発言の順位に**当たって**も発言しないとき若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第51条 発言の通告をしない者は、通告した者が**全て** 発言を**終わった**後でなければ発言を求めることができない。

2・3 [略]

(議長の発言討論)

第53条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が**終わった**後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が**終わる**までは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、**全て** 簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

- 3 議員は、質疑に**当たって**は、自己の意見を述べることができない。

(質疑、質問の回数)

第55条 質疑、質問は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可をえたときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、質問又は討論の省略及び終結)

第59条 質疑、質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑、質問又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(一般質問)

第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可をえて質問することができる。

2 [略]

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむをえないと認められるときは、議会の同意をえて質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 [略]

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可をえて発言を取り消し、又は議長の許可をえて発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(質疑、質問の回数)

第55条 質疑、質問は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第56条 [略]

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第58条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑、質問又は討論の省略及び終結)

第59条 質疑、質問又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑、質問又は討論終結の動議若しくは質疑又は討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(一般質問)

第61条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 [略]

(緊急質問等)

第62条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 [略]

(発言の取消し又は訂正)

第63条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(表決問題の宣告)

第64条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

第67条 議長が表決をとろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2・3 [略]

4 前項の場合において、議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

(記名投票又は無記名投票の決定)

第68条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第71条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議

(表決問題の宣告)

第64条 議長は、表決を探ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(電子採決システム等による表決)

第67条 議長が表決を探ろうとするときは、電子採決システムにより、問題を可とする者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2・3 [略]

4 前項の場合において、議長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、記名投票又は無記名投票で表決を探らなければならない。

(記名投票又は無記名投票の決定)

第68条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員5人以上から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決を探る。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第71条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条から第30条まで

、第31条

第1項及び第32条の規定を準用する。

(簡易表決)

第73条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は、電子採決システムによる方法で表決を探らなければならない。

(表決の順序)

第74条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を探らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は原案に最も遠いものから先に表決を探る。ただし、表決の順序について出席議

員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

員5人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 3 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を探る。

第9節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第74条の2 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第74条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第74条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第74条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

[新設]

[新設]

第9節 会議録

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に**記載し、又は記録する**事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

2 議事は、速記法**又は録音機器**によって記録する。

(会議録の配布)

第76条 会議録は、議員及び関係者に配布**(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)**する。

(会議録に掲載しない事項)

第77条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条**(発言の取消し又は訂正)**の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名人)

第78条 会議録に署名する議員**(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)**は、2人とし、議長がその日の会議において指名する。

(一括議題)

第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると

(代理人又は文書による意見の陳述)

第74条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第74条の8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第74条の5から第74条の7までの規定を準用する。

第10節 会議録

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に**記載する**事項は、次のとおりとする。

(1)～(15) [略]

2 議事は、速記法**その他議長が適当と認める方法**によって記録する。

(会議録の配布)

第76条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第77条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第63条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名人)

第78条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長がその日の会議において指名する。

(一括議題)

第85条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があると

きは、討論を用いしないで会議にはかって決める。

(先決動議の表決順序)

第88条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いしないで会議にはかって決める。

(動議の撤回)

第89条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の派遣)

第95条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認をえなければならない。

(委員会報告書)

第99条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第103条 委員は、すべて委員長の許可をえた後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第105条 発言は、すべて簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員
に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

きは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(先決動議の表決順序)

第88条 他の事件に先立って表決に付きなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いしないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第89条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員の派遣)

第95条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(委員会報告書)

第99条 委員会は、事件の審査又は調査が終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第103条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第105条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 [略]

(委員外議員の発言)

第106条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 (以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員でない議員は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

[新設]

(委員長の発言)

第107条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第108条 [略]

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第110条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第111条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の取消し又は訂正)

第113条 発言した委員は、委員会の許可をえて発言を取り消し、又は委員長の許可をえて発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第115条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

2 委員会は、委員外議員 から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前2項の場合において、委員外議員 は、あらかじめ当該委員会の委員長の許可を得て、オンラインによる方法で委員会に参加することができる。

4 委員外議員が、オンラインによる方法で委員会に参加することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第107条 委員長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第108条 [略]

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って 決める。

(発言の継続)

第110条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第111条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 [略]

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って 決める。

(発言の取消し又は訂正)

第113条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(選挙規定の準用)

第115条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第116条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第119条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票又は無記名投票で表決をとらなければならない。

3 第1項及び第125条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決をとることができる。

4 [略]

(投票による表決)

第120条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決をとる。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第123条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了)、第30条(開票及び投票の効力)及び第31条(選挙結果の報告)第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いも

(表決問題の宣告)

第116条 委員長は、表決を探ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(起立等による表決)

第119条 委員長が表決を探ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手をさせ、起立者又は挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票又は無記名投票で表決を探らなければならない。

3 第1項及び第125条ただし書の規定にかかわらず、委員長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を探ることができる。

4 [略]

(投票による表決)

第120条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票又は無記名投票で表決を探る。

2 [略]

(選挙規定の準用)

第123条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条から第29条まで、第30条第1項から第3項まで

及び

第31条 第1項の規定を準用する。

(簡易表決)

第125条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立又は挙手の方法で表決を探らなければならない。

(表決の順序)

第126条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いも

のから先に表決をとる。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(請願書の記載事項等)

第127条 請願書には、邦文(点字によるものを含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合は、代表者)が署名又は記名押印 しなければならない。

2 [略]

- 3 請願者は、請願書を会議の議題となる前に撤回、訂正等をしようとするときは、議長の承認を得なければならない。

[新設]

(請願の委員会付託)

第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第131条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

[新設]

のから先に表決を探る。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

- 2 修正案が全て 否決されたときは、原案について表決を探る。

(請願書の記載事項等)

第127条 請願書には、邦文(点字によるものを含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所(法人の場合、その所在地及び名称)を記載し、請願者(法人の場合は、代表者)が署名又は記名押印をしなければならない。

2 [略]

- 3 請願者は、請願書を会議の議題となる前に撤回、訂正等をしようとするときは、議長の許可を得なければならない。

- 4 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第129条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会の付託は、議会の議決で省略する

こと

ができる。

- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第131条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により 議長に報告しなければならない。

(1)・(2) [略]

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

2 [略]

(陳情書の処理)

第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第134条 [略]

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を決定する。

3 [略]

(資格決定の審査)

第137条 前条の要求について、議会は、第36条 (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第138条 議会在議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第140条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により 議長の許可をえたとき

は、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第145条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長長の許可を えなければならない。

(議長の秩序保持権)

第147条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に はかつて 決め

3 [略]

(陳情書の処理)

第133条 議長は、陳情書又はこれに類するもので 議長が必要があると認める ものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第134条 [略]

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に 諮って その許否を決定する。

3 [略]

(資格決定の審査)

第137条 前条の要求について、議会は、第36条 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第138条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第140条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘 の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により 会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等 の配布許可)

第145条 議場又は委員会の会議室において、資料等 を配布するときは、議長又は委員長長の許可を 得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第147条 全て 規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に 諮って 決め

る。

(懲罰動議の提出)

第148条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密の保持)第2項又は第102条(秘密の保持)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第149条 懲罰については、議会は、第36条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することははできない。

[新設]

(除名が成立しないときの措置)

第153条 除名について、法第135条第3項の規定による同意がえられなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(会議規則の疑義に対する措置)

第156条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議にはかって決定する。

る。

(懲罰動議の提出)

第148条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が記名して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条 第2項又は第102条 第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第149条 懲罰については、議会は、第36条 第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第149条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(除名が成立しないときの措置)

第153条 除名について、法第135条第3項の規定による同意が得られなかった場合は、議会は、他の懲罰を科することができる。

(会議規則の疑義に対する措置)

第156条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って 決定する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。



議 案 説 明

公聴会開催及び参考人招致の手続を定める等、所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、規則の一部を改正しようとするものであります。